

令和7年5月27日
内閣官房

【概要書】

令和6年度 水循環施策

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和7年版 水循環白書について

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和7年5月



健全な水循環ロゴマーク

令和7年版水循環白書の構成

水循環白書は水循環基本法（平成26年法律第16号）第12条に基づき毎年国会に提出。

特集 水循環施策の今後の展望 ～新たな「水循環基本計画」の閣議決定について～

- 水循環基本法では、水循環基本計画を定め、情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに、同計画の見直しを行い必要な変更を行うと規定。
- 水循環基本計画に基づき施策を推進してきたが、令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題となり、平常時からの備えの重要性が顕在化。また、最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度に水道行政が国土交通省等に移管されたなど、水循環をめぐる情勢等が変化。
- このため、水循環基本計画をおおむね1年前倒しで変更し、新たな水循環基本計画を令和6年8月30日に閣議決定。
- 新たな水循環基本計画で重点的に取り組む主な内容を紹介するとともに、これに係る最新の取組状況等を解説。

第1節 新たな水循環基本計画の概要

第3節 水循環施策の推進について

第2節 重点的に取り組む主な内容と最新の取組状況等

令和6年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章 流域連携の推進等

－流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み－

第2章 地下水の適正な保全及び利用

第3章 貯留・涵養機能かんようの維持及び向上

第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

第9章 科学技術の振興

第10章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

特集 水循環施策の今後の展望 ～新たな「水循環基本計画」の閣議決定について～

新たな水循環基本計画において重点的に取り組む主要内容と最新の取組状況等

1. 代替性・多重性等による安定した水供給の確保

- 水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
- 非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
- 災害対応上有効と認められる新技術の活用推進

動向1 令和6年能登半島地震を踏まえた上下水道施設の耐震化の推進

- 令和6年能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生。
- 令和6年能登半島地震を踏まえた「上下水道地震対策検討委員会」で、被害が生じた基幹施設の大部分は耐震化未実施であることを確認。
- 全国の災害時の上下水道システムの機能維持に重要となる施設の耐震化状況について、緊急点検を実施した結果、例えば災害拠点病院や避難所、防災拠点等の重要施設に接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている割合は約15%など、耐震化が十分でないことを改めて確認。
- 財政的支援や水道事業者・下水道管理者等への働き掛けなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進。



仮設配管を活用した水道の応急復旧
令和6年能登半島地震の被災地では、応急復旧の迅速化のため、仮設配管の活用や上下水道一体での復旧を実施。

2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築

- 地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
- 上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進

動向2 上下水道施設の老朽化対策の推進

- 耐震化対策と同様に、老朽化対策も重要かつ喫緊の課題。
- 上下水道施設の多くは、高度経済成長期以降、産業の急速な発展とともに全国に整備が進められ、近年、老朽化が進行。令和6年度には、埼玉県八潮市で老朽化によるものと推測される流域下水道管の破損が発生。
- 同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し議論。
- 国民の安心・安全を確保するため、必要な技術的・財政的支援を行い、老朽化対策も含めた強靱で持続可能な上下水道システムの構築を推進。



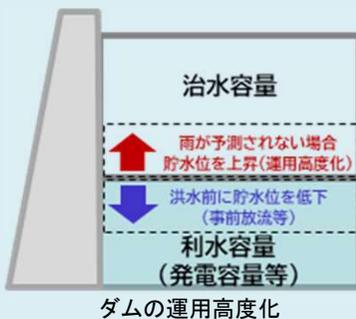
下水道管の布設年度別管理延長

3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進

- 流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
- 官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
- 渇水対策や治水対策などの適応策の推進

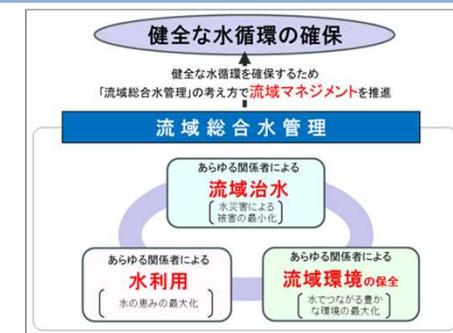
動向3 水力発電の最大化に向けた取組

- 治水・利水など目的に応じて運用していたダムを「ハイブリッドダム」として、例えば、洪水ピーク後の後期放流の工夫等によるダムの運用高度化により、増電に取り組んでおり、令和6年度は76ダムで試行。
- 水力発電を含めた脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度を、令和5年度から開始。令和6年度の第2回オークションでは、一層の水力発電の推進に向けて対象を拡大。
- こうした施策等を通じ、引き続き、官民連携の下、小水力発電を含め、水力発電の最大化を推進。



4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開

- あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
- 地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進



流域総合水管理の考え方(イメージ)

動向4 流域総合水管理の推進

- 流域治水・水利用・流域環境の保全の一体的な取組を進めることで、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」などを実現させる「流域総合水管理」の推進に向け、令和7年2月から「国土審議会水資源開発分科会流域総合水管理のあり方検討部会」と「社会資本整備審議会河川分科会流域総合水管理のあり方検討小委員会」とを合同開催して議論。



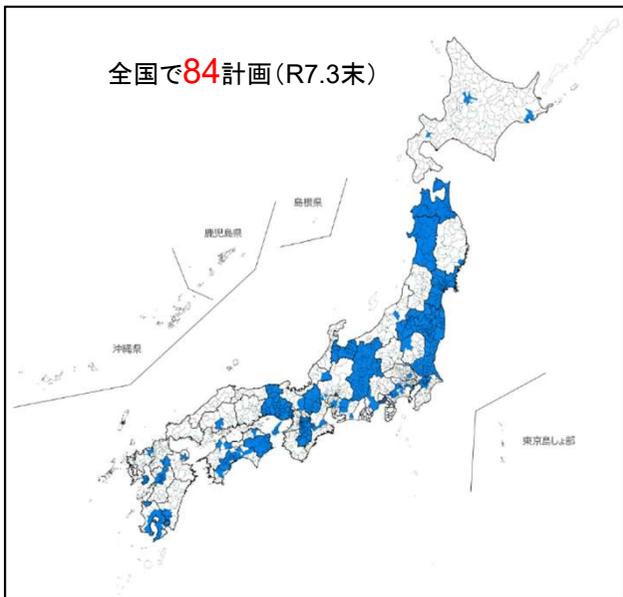
議論の様子

令和6年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章 流域連携の推進等

一 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み一

- 流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」は全国で84計画まで増加。



流域水循環計画が策定されている地域

- 地方公共団体等からの依頼に基づき、有識者を派遣して流域水循環計画の作成等に関して助言等を行う水循環アドバイザー制度において、令和6年度は14の地方公共団体への支援を実施。

地方公共団体

(流域水循環協議会及びその構成員を含む。)

①流域水循環計画策定 ④水循環アドバイザーが勉強
に関し課題が発生等 会や会議参加等で助言・提言

②支援を申請 ③水循環アドバイザー派遣決定

内閣官房
水循環政策本部事務局

水循環アドバイザー制度の概要

第2章 地下水の適正な保全及び利用

- 令和6年能登半島地震では水道施設が被災し水の確保が課題となる一方、被災地では地下水等の代替水源が活用され、重要性を再認識。
- 「地下水データベース」の運用及び普及を推進するとともに、令和6年能登半島地震における経験も踏まえ、防災井戸等の防災情報等を追加するなど、内容を充実。



「地下水データベース」の概要

- 「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」を開催し、令和7年3月に「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」を策定。地方公共団体向け説明会も開催。



「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」の開催概況

目次(抜粋)

- 第1章 総説
- 第2章 地下水利用の現状
- 第3章 地下水利用に当たっての事前検討
 - ・既設井戸・湧水等の把握
 - ・新設井戸の検討、補助制度
- 第4章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定
 - ・水質の目安、登録の流れ
 - ・周知(公表)方法
- 第5章 利用に当たっての留意事項
 - ・平常時の対応
 - ・災害発生時の対応

「災害時地下水利用ガイドライン」の概要

第3章 貯留・涵養機能の維持及び向上

- 森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を推進。
- グリーンインフラに取り組む経済的なメリット等を示した「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を令和6年9月に公表するなど、貯留・涵養機能の維持及び向上に資する取組を推進。

第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等 (安全で良質な水の確保等)

- PFOS、PFOA※等について、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価等を踏まえた水道水の暫定目標値の取扱いの検討、健康影響等に関する調査・研究等を推進。
- 水道事業者等に対し、水道水におけるPFOS及びPFOAについて、水質基準に準じた検査等の実施に努めるよう要請。
- 水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として公表するとともに、水道事業者等において濃度低減化措置等の適切な対応を講ずるよう要請。

※有機フッ素化合物 (PFAS) の一種で、PFOSがペルフルオロオクタン sulfonate、PFOAがペルフルオロオクタン酸

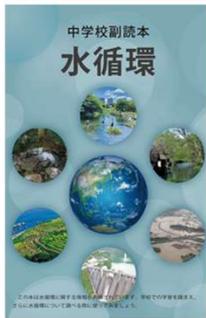
応急的対応			
水質検査の強化による検出状況の把握	既存の他の水源からの取水への切替え等	既存の浄水処理施設の浄水処理の強化	住民への周知、飲用制限措置等
●水道原水、浄水場出口、給水栓で水質検査を実施し、状況を把握	●濃度の高い水源からの取水を停止し、他の水源からの取水に切替え	●粉末活性炭の投入 ●粒状活性炭の交換	●ウェブサイト掲載やマスコムの情報提供 ●地域の自治会長等へ説明 等
中期的対応			
定期的な水質検査の継続による把握	新たな水道水源への切替え等	施設整備を伴う浄水処理の強化	住民への周知、環境部局との連携等
●水質検査を継続的に実施し水質を監視	●新たな井戸の掘削 ●他系統との連絡管の整備 ●水道用水供給事業から受水するための施設整備	●浄水処理フローを変更し、粒状活性炭による処理を実施 ●高機能な粒状活性炭の導入	●検査結果や対応のウェブサイト掲載 ●関係部局(環境部・保健所等)による連絡調整会議の設置・開催 等

水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について

令和6年度 政府が講じた水循環に関する施策

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

- ・小学校向け学習教材に加え、中学校での活用を念頭に、副読本等の学習教材を作成し、教育現場での水循環に関する教育を推進。
- ・さらに、水循環に関する普及啓発を目的とするパネル・映像展示セット「めぐる水を考えよう！」による巡回展示に取り組み、令和6年度は15か所で実施。



中学生向け水循環教材



水循環に関するパネル・映像展示セット

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

- ・水循環基本法では、8月1日を「水の日」として定め、令和6年度は、地方公共団体等の協力の下に、「水を考えるつどい」、全日本中学生水の作文コンクール、水資源功績者表彰などのほか「水の日」にふさわしい事業を304件実施。

- ・全国の施設を「水」を連想させる青色の光で彩る「ブルーライトアップ」の取組に、令和6年度は171施設が参加。



ブルーライトアップ

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

- ・企業による水循環に資する取組の更なる促進を図るため、令和6年7月に「水循環企業登録・認証制度」を創設。
- ・令和6年10月には健全な水循環に資する取組を積極的に実施している89社を「水循環ACTIVE企業」として認証、取組に関心のある10社を「水循環CHALLENGE企業」として登録。



▲水循環ACTIVE企業ロゴマーク



▲水循環CHALLENGE企業ロゴマーク

- ・令和7年1月には登録・認証した企業等を対象に「水循環企業連携フェア」を、約330名参加の下、開催。



中野水循環政策担当大臣の
主催者挨拶の様子



クロストークの様子

「水循環企業連携フェア」では有識者と地方公共団体、水循環認証ACTIVE企業のクロストークも実施。水循環に係る取組による市民や社内の反応の変化や産官学が連携した取組に必要なこと等について議論。

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- ・日本の気候変動に関する観測結果や将来予測における最新の情報を取りまとめた「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書一」を令和7年3月に公表。
- ・本報告書では、極端な気象現象（100年に1回の極端な大雨等）の頻度や強度の将来予測に関する情報等を新たに提供。

第9章 科学技術の振興

- ・水に関する様々な側面からの科学的な知見を不断に獲得していくことが必要不可欠であり、流域の水循環、地下水、雨水、気候変動に係る調査研究などを実施。
- ・強靱で持続可能な上下水道システムの構築を図るため、分散型システムやダウンサイジング可能な技術の実証事業を推進。

第10章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- ・令和6年5月にインドネシア・バリで開催された第10回世界水フォーラムの首脳級会合及び閣僚級会合で、日本の水循環に係る取組等、世界の国々の持続可能な発展に貢献できる取組を発信。

- ・本フォーラムの閣僚級会合で採択された閣僚宣言では、健全な水循環の概念の重要性、水防災の事前投資等を明記。



首脳級会合における
情報発信の様子